

特別定額給付金 (10万円給付)のお知らせ

特別定額給付金の申請受付を開始します。

R2.5.22現在

給付対象・受給権者

給付対象者：令和2年4月27日において、一戸町の住民基本台帳に登録されている人

受給権者：世帯の世帯主(世帯主が代表して申請・受給)

給付額

給付対象者1人につき10万円(3人世帯なら30万円)

申請方法

郵送またはオンラインで申請できます。

郵送申請

申請書はいつ届くの？…5月28日ころに世帯主あて配達予定です。

申請書の書き方は？…申請書に同封する記載例をご覧ください。

添付書類は？…「本人確認書類」と「振込先口座確認書類」です。
詳しくは裏面をご覧ください。

受付はいつから？…6月1日から8月31日まで

提出方法は？…確認書類を貼り付けた申請書を、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

いつ振り込まれる？…申請書・添付書類に不備がない場合は、申請書到着後7～10日以内に振り込みます。

代理申請はできますか？…裏面をご覧ください。

オンライン申請(マイナンバーカードを持っている世帯主のみ)

受付はいつから？…5月7日から受付を開始しています。

申請方法は？…マイナポータル「ぴったりサービス」の定額給付金申請画面から申請できます。



左のQRコードからアクセスできます。

用意するものは？…マイナンバーカードのほか、カードリーダーやIC読み取り機能があるスマートフォンなど

郵送申請の方は、次の2つの書類 (コピー)をご準備ください

☞ ご自宅などでのコピーが難しい場合は、役場、各支所(小鳥谷・姉帯・奥中山)、鳥海地区公民館でコピー(無料)できます。

①世帯主の本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、年金手帳などのコピー

②振込先口座の確認書類

金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳やキャッシュカードなどのコピー
(税金や上下水道料金の振替口座と同じ場合は不要です)

～ 代理申請について ～

- ・世帯主本人による給付金の申請・受給が困難な場合は、世帯主の委任を受けた代理人が申請することができます。
- ・代理申請できるのは、世帯主と同じ世帯の人や成年後見人等の法定代理人などです。詳しくは担当までお問い合わせください。
- ・代理申請する場合は、申請書の「代理申請」の欄に必要事項をご記入ください。詳しくは記載例をご覧ください。
- ・上記の2種類の確認書類のほかに、次の書類が必要です。

③「**代理人の本人確認書類**」(世帯主の本人確認書類と同様)

④「**代理関係を確認する書類**」(同じ世帯の人が申請する場合は不要)

お問い合わせ先

電話 0195-33-2111

一戸町役場 総務課(給付金担当)

